

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（第二条）

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成三十年福岡県規則第二十一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(拠出金の額の算定)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 条例第十条第二項ただし書の場合における各市町村の拠出金は、当該市町村の被保険者の数その他の客観的な指標により算定するものとする。</p>	<p>(拠出金の額の算定)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 条例第十条第二項ただし書の場合における各市町村の拠出金は、当該市町村の一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)の数その他の客観的な指標により算定するものとする。</p>